

令和 5 年 9 月 吉日

未利用口座管理手数料の適用対象口座変更および預金規定の一部改正について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当金庫では令和 4 年 4 月 1 日以降に開設された普通預金口座に対して、「未利用口座管理手数料」（年間 1,320 円（消費税含む））を適用させていただいております。令和 5 年 10 月 1 日より、本手数料の適用対象を下記のとおり変更しますのでお知らせします。

記

1. 「未利用口座管理手数料」適用対象口座

変更前	令和 4 年 4 月 1 日以降に開設した預金口座で、「未利用口座管理手数料」の適用対象となる預金口座
令和 5 年 10 月 1 日以降	「未利用口座管理手数料」の適用対象となる預金口座

2. 未利用口座管理手数料の詳細

以下の①～⑤のすべてを満たす預金口座

- ①普通預金口座（無利息型を含む）、総合口座および貯蓄預金口座であること
- ②最後のお預入れまたは払戻し（該当預金のお利息の元本への組入れおよび未利用口座管理手数料の引き落としは除きます）から 2 年以上、一度もお預入れまたは払戻しが無い預金口座であること
- ③該当の預金口座の残高が 1 万円未満であること
- ④当金庫（本支店を含みます）で他に定期性預金・投資信託・国債等のお取引がないこと
- ⑤当金庫（本支店を含みます）でお借入がないこと

【手続きの流れ】

- ・未利用口座管理手数料の対象口座となった場合、事前に文書にて届出の住所に「ご案内」を郵送いたします。
- ・ご案内後、一定期間（3 か月）経過後もお取引がない場合、未利用口座管理手数料（年間 1,320 円（消費税含む））を当該口座から引き落しいたします。
- ・未利用口座管理手数料の引き落としが不能となった場合は、下記のとおり当該口座を解約させていただきます。
- ・引き落としした未利用口座管理手数料は返却いたしません。

【自動解約】

- ・口座残高が未利用口座管理手数料未満の場合は、口座残高（解約利息を含みます）をもって未利用口座管理手数料の一部としていただき、当該口座を自動的に解約させていただきます。

3. 預金規定の一部改正

未利用口座管理手数料の適用範囲変更に伴い、以下のとおり預金規定を一部改正いたします。

(1) 普通預金規定

① 普通預金規定 新旧対照表

② 普通預金規定

(2) 総合口座規定

① 総合口座規定 新旧対照表

② 総合口座規定

(3) 貯蓄預金規定

① 貯蓄預金規定 新旧対照表

② 貯蓄預金規定

【改正日】

令和5年10月1日

以上